

## 宇都宮市防災協力事業所等登録制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市防災協力事業所等登録制度実施要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、要綱に定めるもののほか、制度に関し必要な事項を定めるものとする。

### (登録要件)

第2条 要綱第4条第2号に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のあるもの
- (2) 宇都宮市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止を受けているもの
- (3) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行っているもの
- (5) 債権の取立て、示談の引受け等を業とするもの
- (6) 各種法令に違反しているもの
- (7) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行っているもの
- (8) 過去2年間において、関係法令に違反する重大な事実があるもの
- (9) その他登録することについて市長が不相当であると認められるもの

### 附 則

この要領は、平成25年9月1日から適用する。